

社会福祉法人 大日園 定款施行細則（役員等報酬について）

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の運営管理および業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給の基準）

第2条 定款第8条及び第21条に規定する、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準は、次のとおりとする。

（基本方針）

第3条 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

（勤務形態及び区分）

第4条 役員等の報酬は、理事会、監事監査、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下「会議等」という）の出席役員等に支給することができる。

- 2、理事に対する各年度の総額は300,000円を超えない範囲とする。
- 3、監事に対する各年度の総額は120,000円を超えない範囲とする。
- 4、評議員選任・解任委員に対する各年度の総額は150,000円を超えない範囲とする。

（算定及び支給方法）

第5条 役員等の報酬は、会議等に出席一回につき、10,000円（源泉税別）とする。

（費用弁償）

第6条 役員等には費用を弁償することができる。

（その他）

第7条 この規程の施行は、すべて予算の範囲内において行われるものとし、止むを得ない事情によりこの規程の定めるところにより難い場合は、評議員会の議決を経て理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 大日園 定款施行細則（評議員選任・解任委員会の運営について）

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の運営管理および業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

（評議員選任・解任委員会）

第2条 定款第6条3項に規定する、理事会において定める評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、次のとおりとする。

（設 置）

第3条 評議員選任・解任委員会は、常時設置することとする。

（評議員選任・解任委員の選任）

第4条 評議員選任・解任委員は、理事会において選任する。

（委員の任期）

第5条 評議員選任・解任委員の任期は、定款（役員の任期）第19条を準用する。

（委員の報酬）

第6条 評議員選任・解任委員の報酬は、定款（役員の報酬）第21条を準用する。

（招 集）

第7条 評議員選任・解任委員会の招集は、理事会において決定し理事長が行う。

（委員長）

第8条 委員の中から、委員長1名を互選する。

2. 委員長はこの委員会の会務を総理する。

（議事録）

第9条 評議員選任・解任委員会の議事録を作成する。

2. 出席委員又は委員長を置く場合には委員長が署名又は押印する。
3. 評議員選任・解任委員会の議事録は10年間保存する。

（その他）

第10条 この規程は、止むを得ない事情によりこの規程の定めるところにより難しい場合は、理事会の議決を経て理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 大日園 定款施行細則（理事長専決について）

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の運営管理および業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

（業務の専決）

第2条 定款第24条に規定する理事長が専決することができる日常の業務として理事会が定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- （2）職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- （3）債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- （4）設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- （5）建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理および物品の修理等であって、エに該当しないもの。
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - エ 随意契約であって、工事又は製造の請負250万円以下、食料品・物品等の買入れ160万円以下、及びその他のものは100万円以下のもの。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- （6）基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。それぞれの限度額は100万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- （7）損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産及び100万円以上のものを除く。なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- （8）予算上の予備費の支出。
- （9）入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- （10）入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- （11）寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 大日園 定款施行細則（業務執行理事専決について）

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の運営管理および業務の細部について必要な事項を定めるものとする。

（業務の分担執行）

第2条 定款第17条第2項に規定する業務執行理事が、この法人の業務を分担執行することができる日常の業務として理事会が定めるものは、鶯巣苑の経営に関する次に掲げるものとする。

- （1）職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- （2）建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理および物品の修理等であって、エに該当しないもの。
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - エ 随意契約であって、工事又は製造の請負250万円以下、食料品・物品等の買入れ160万円以下、及びその他のものは100万円以下のもの。なお、当該契約について業務執行理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事長が執行すること。
- （3）基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。それぞれの限度額は100万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について業務執行理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事長が執行すること。
- （4）損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産及び100万円以上のものを除く。なお、当該売却等について業務執行理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事長が執行すること。
- （5）予算上の予備費の支出。
- （6）入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- （7）入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- （8）寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は分担執行できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。